

2022年8月30日

逗子市

ひとり親家庭等特別支援給付金を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、食料や燃料などの価格が高騰するなか、ひとり親等で児童を扶養する方の生活の支援のため、特別給付を行います。

●支給対象者

- ① 令和4年8月分の児童扶養手当の支給審査を受けた方
(受給者及び所得制限による支給停止者とも支給します)
- ② 上記①を除く、令和4年12月28日までの本給付金の申請時点で、市内に住所があって、児童を扶養するひとり親の方等

●支給金額

対象1世帯につき 20,000円

●申請方法

- ①の対象者の方にはお知らせを郵送する予定です。(申請は必要ありません)
- ②の対象者の方は申請が必要です。ひとり親等であることを証明する書類を添付し、申請書を提出してください。

●支給時期

- ①の対象者の方には、令和4年10月中旬にプッシュ型で支給する予定です。
- ②の対象者の方には、申請受付け後、随時支給します。

* 令和4年逗子市議会第3回定例会での補正予算の議決後に正式決定します。

本件に関するお問い合わせ先
教育部子育て支援課 島貫・坂本
電話：046-873-1111 内線 535・536